

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月28日

【会社名】 シティグループ・インク  
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン  
秘書役補佐  
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【最高財務責任者の役職氏名】 ジョン・C・ガスパック  
最高財務責任者  
(John C. Gerspach, Chief Financial Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-3511-6133

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(1) 内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法

シティグループ・インク（以下「当社」といいます。）の経営陣は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第12条1項の規定に従い、米国1934年証券取引所法に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制の統合的枠組み（1992年版）」において定めた基準に基づき、当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価及び報告書の作成を行いました。

(2) 米国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

当社は、内部統制報告書を作成するにあたって、米国1934年証券取引所法に準拠しています。日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

財務報告に係る内部統制の評価を実施する基準は、日本の企業会計審議会の定めた内部統制の基本的枠組みではなく、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制の統合的枠組み（1992年版）」で定めた基準に基づき、実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や有価証券報告書以外に記載される財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は含みません。

持分法適用会社は、財務報告に係る内部統制の評価範囲に含まれておりません。

(3) 米国と日本における内部統制の監査基準の主要な相違点

当社の外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。以下同様です。）は、米国公開会社会計監視審議会（The Public Company Accounting Oversight Board）（以下「PCAOB」といいます。）の監査の基準に準拠して内部統制監査を行いました。日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

日本の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対して監査意見を表明しますが、PCAOBの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明します。

日本とPCAOBの基準では財務報告に係る内部統制の範囲が異なることから、有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれておりません。

日本の財務報告に係る内部統制の基準では、持分法適用会社を評価対象に含めることが要求されます。

当社は、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書について、外国監査法人等から金融商品取引法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けております。

本書は、府令第12条第1項の規定に従い、下記の「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」から「5 特記事項」までの事項については、本国における用語、様式及び作成方法によって作成されております。したがって、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書により記載されていない事項は記載しないか、又は「該当事項はございません」と記載しております。本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書は添付のとおりです。

#### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営陣には、財務報告に係る十分な内部統制を確立し維持していく責任があります。当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に関して合理的な保証を提供するために整備されています。当社の財務報告に係る内部統制は、(i)当社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、および当社の収入と支出が当社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(iii)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の当社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。さらに、当社の規模の大きさ、事業の複雑さおよび世界的な影響を鑑みますと、内部統制の無効化または欠陥が時折生じる可能性があります。

#### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営陣は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(1992年版)」の中で確立した規準に基づき、2013年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。

#### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価に基づき、経営陣は、当社の財務報告に係る内部統制が2013年12月31日現在において有効であったと確信しています。さらに、2013年12月31日に終了した事業年度において、当社の財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼした、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に認められるような当社の財務報告に係る内部統制の変更はありませんでした。

#### 4【付記事項】

該当事項はございません。

#### 5【特記事項】

該当事項はございません。

## 独立登録会計事務所の監査報告書 - 財務報告に係る内部統制

( 翻訳 )

シティグループ・インク  
取締役会ならびに株主各位

私たちは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 ( COSO ) が公表した「内部統制の統合的枠組み ( 1992年版 ) 」で確立された規準に基づき、シティグループ・インクおよび子会社 ( 以下「会社」または「シティグループ」という。 ) の2013年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持し、本書記載の財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告に含まれている財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は会社の経営陣にある。私たちの責任は、監査に基づいて会社の財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会 ( 米国 ) の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備および運用状況の有効性に関する検証と評価、ならびに私たちが状況に応じて必要と認めたその他の手続きの実施を含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、( 1 ) 会社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、( 2 ) 一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、および会社の収入と支出が会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに( 3 ) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続きが含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクを伴う。

私たちは、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み ( 1992年版 ) 」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2013年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、シティグループの2013年および2012年12月31日現在の連結貸借対照表、2013年12月31日に終了した3年の各事業年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書についても監査し、2014年3月3日付の私たちの報告書において、これらの連結財務諸表について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市  
2014年3月3日

[次へ](#)

## REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM – INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

The Board of Directors and Stockholders  
Citigroup Inc.:

We have audited Citigroup Inc. and subsidiaries' (the "Company" or "Citigroup") internal control over financial reporting as of December 31, 2013, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (1992)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying management's annual report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audit also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, Citigroup maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2013, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (1992)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheets of Citigroup as of December 31, 2013 and 2012, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2013, and our report dated March 3, 2014 expressed an unqualified opinion on those consolidated financial statements.

/s/ KPMG LLP

New York, New York  
March 3, 2014

---

( ) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。